

令和元年（フ）第8370号

令和4年11月9日

破産法第157条の報告書（第5回）

東京地方裁判所民事第20部合議係 御中

破産者株式会社ビットマスター

破産管財人弁護士 伊 藤 尚

同代理 弁護士 佐々木 英 人

同代理 弁護士 藤 松 文

同代理 弁護士 辛 川 力 太

同代理 弁護士 上 坂 望

本報告書では、前回の財産状況報告集会（令和4年4月27日開催）以降に、破産管財人が行った破産管財業務の概要を報告するものである。

1 破産者が保有しBME Xに管理を委託していたビットコイン（1651BTC）の探索

これまでの財産状況報告集会でも報告したとおり、破産者がBME Xに預けていたビットコインのうち、レジャーナノ端末2本に紐付くウォレットに格納されていたとされる合計約1651BTCについては、令和元年8月下旬以降、取出しが不能な状況となっている。

前回の財産状況報告集会以降も、引き続き、捜査機関からの照会に対応する等、捜査への協力を行っている。ただし、捜査の秘密への配慮のためと思われるが、詳しい捜査ないし探索の状況は明かされていない。

2 貸付金・仮払金の回収活動

前回の報告書の時点で、破産者が帳簿上請求権を計上し、返還請求権を有すると破産申立書に記載していた相手方からの債権回収状況については、概要以下のとおりである。

（1）F氏【訴訟提起・終結・破産手続開始】

F氏はBME Xの元従業員であり、破産者は同氏に対し、現金、ビットコイン及びビットコインキャッシュを貸し付けている。

そこで鹿児島地方裁判所でこれらの返還（正確には、元利合計702万1145円と一部請求として18BTC（貸付数は177.677BTC）及び103BCC（貸付数は1028.4BCC）の返還）を求める訴訟を提起したところ、同氏は第2回口頭弁論期日において、請求を認諾するに至った。もっとも、その後も同氏から返済を受けられなかったため、当職は、上記債権の債権者として、同氏について鹿児島地方裁判所に破産手続開始申立てを行い、6月15日、同氏について破産手続開始決定が下され、当職とは別の弁護士が本件の破産管財人に選任された。

現在、破産手続係属中であり、破産者の破産管財人として債権届出を済ませた。

第1回財産状況報告集会は令和4年10月21日であったが、引き続き財産関係等の調査を要するとして、集会は続行となった。第2回期日は令和5年2月24日に指定されている。

（2）クリストファー・フィリアトロ氏（クリス氏）【現地法調査】

クリス氏はカナダBMの代表者であり、破産手続開始申立書では、破産者からクリス氏に対して合計金1億4377万0244円の債権が計上されている。

同氏に対して、破産者から借り入れた金銭を返還するよう求めたところ、同氏からは、詳細な主張の内容は不明であるものの、破産者に対する債権は全て相殺済みであり、返還を要する債務はないとの回答がなされ、任意での回収は困難であると考えられた。

同氏は現在カナダのブリティッシュコロンビア州に所在するとの情報を得ており、法的措置を通じて債権を回収するならば、同州の裁判所を利用する必要があると考えられたことから、同州の弁護士に依頼をし、破産者が保有する証拠関係に照らし、実際の回収可能性や、回収に要するコスト等について、法的検討をさせた。

その結果、同州における手続を遂行するためには多額の費用を要することが見込まれるうえ、破産者に残された資料のみであると立証が十分と評価されない可能性があることが判明した。これらに加え、同氏が全面的に争った場合には、勝訴判決を得ることに困難が予想され、さらに、仮に勝訴判決を得たとしても、同氏のカナダ国内における資産状況は不明であるため、回収可能性の観点からも疑問があることに照らし、現時点において、同氏に対して同州で法的手続を利用することは見送るべきであると判断している。

(3) H氏【破産申立・破産手続開始】

破産者はH氏に対し金5015万円を貸し付けた。同氏から返済を受けられる目途が立たないため、令和3年4月21日、上記金額について同氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起し請求を全部認容する判決が下された。

判決の取得後も同氏から返済を受けられなかったため、当職は、上記債権の債権者として、同氏について東京地方裁判所に破産手続開始申立てを行い、3月30日、H氏について破産手続開始決定が下され、当職とは別の弁護士が本件の破産管財人に選任された。

令和4年8月29日、本件の第1回債権者集会が開催され、事実関係の解明を行っているとして、債権調査期日が続行された。第2回債権者集会は、令和4年11月16日に指定されている。

(4) G氏・Q社【訴訟継続中】

破産者はQ社に対し1000万円を貸し付けていた。事実調査の結果、Q社は法人として未登記かつ社団としての法的性質を持たない団体であって、破産者が貸し付けたのはQ社の代表者かつ連帯保証人でもあるG氏であると考えられた。

令和3年5月19日、G氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。同氏は当該訴訟において、請求権の存在を争っており、当職と同氏が主張及び反論を行っている。

(5) D 氏【和解により終結】

破産者はD氏に対し合計700万円を貸し付けている。同氏からは、返済の目途は立たないとの回答を得ており、令和3年4月21日、上記金額についてD氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

当該訴訟において、D氏は請求権の存在を争っており、前回集会後、本人尋問及び証人尋問を行った。その後、裁判所から、D氏が貸付金債権のうち50万円を10月末日までに支払う内容で和解の勧めがあった。判決に至った場合の裁判所の心証を踏まえて、确实かつ早期に債権を回収するため、この和解交渉に応じることとした。令和4年9月28日、当職らとD氏との間で、貸付金債権50万円の支払を受けるという内容の和解が成立した。

(6) I 氏【訴訟継続中】

事業資金として貸し付けた500万円について、I氏から任意に返済を受ける見込みはないと判断したため、令和3年5月21日、上記金額についてI氏に対する訴訟を東京地方裁判所に提訴した。同氏は当該訴訟において、請求権の存在を争っており、当職と同氏が主張及び反論を行っている。

(7) I 氏【提訴】

破産者が、I氏に持ちかけられ、理化学研究所の関連法人であるという香港法人R i k e n I R M社の株式をR i k e n H K社から譲り受けるため、その株式の取得代金として、3000万円をI氏に支払った。しかし、調査の結果、R i k e n H Kは実在しない法人であることが判明したため、I氏に対して、不当利得の返還ないし不法行為に基づく損害の賠償を求め、令和4年8月31日付で、東京地方裁判所に訴訟を提起した。

I氏には代理人弁護士がついたものの、同年10月11日の第1回期日では実質的な主張はなされず、その詳細な主張を待っている状況である。

3 B M E Xについて【破産手続中】

B M E Xは、債務超過に陥っており、令和3年10月6日、東京地方裁判所において破産手続開始決定がなされ、当職が破産管財人に選任された。

当職は、破産手続開始決定後、B M E Xの破産管財人として、B M E Xに換価可能な資産が存在するかの確認を行った。

しかし、現時点で財産価値のある資産の存在は確認されていない。

B M E Xの破産申立書類によると、B M E Xの主な資産は、B M E Xが有していたというビットコイン73BTCである。しかし、このビットコインは令和2年5月頃に紛失されたとのことであり、現在その所在が判明せず、取り出すことができない状況にある。

B M E Xの主な負債は、破産者から貸付を受けた金銭及び仮想通貨の返還

債務である。¹

BME Xが紛失したとするビットコインが発見されなければその他に目ぼしい換価対象財産はないことから、当職はその探索を、ビットコインの専門事業者に依頼して行ったが、判明していない。そこで、ビットマスターの案件と同様に、警察に協力を要請している。今後、ビットコインの探索が成功しない場合、BME Xの破産手続の財団は僅少であるため、その破産手続が配当手続に至り破産者の債権について配当を受けられることは見込まれない。

4 その他の資産換価活動

(1) 火災保険金支払請求権【判決取得予定】

破産者が賃借していた本社ビルで令和元年8月27日に発生した火災により、建物内部に存在した破産者が所有する什器備品等について焼損及び消火活動に伴う浸水等の被害が発生した。破産者は、保険会社に対し、当該什器備品等にかかる火災保険金を請求したが、同社より支払いを拒絶された。そこで、令和2年12月22日、保険会社に対する保険金約185万円について請求する訴訟を東京地方裁判所に提起した。

保険会社は、保険金を支払うべき保険事故とは認められないとして請求権の存在を争っており、令和4年6月3日、証人尋問を行った。尋問後、裁判所から和解について意見を尋ねられたが、相手方が和解を拒否したため、和解交渉は行われなかった。本件の判決言渡期日は、令和4年11月8日と指定されている。

(2) MTGOXに対する債権【再生計画認可、回収見込み】

破産者は、再生債務者株式会社MTGOX（東京地方裁判所平成29年（再）第35号）に対し、121.6121040400BTCほかの確定再生債権を有している。²

再生債務者が提出した再生計画案は書面決議を経て令和3年10月20日に認可され、もっか、再生債務者において再生計画の遂行途上である。当該再生計画は、価値変動の激しいビットコインという破産財団構成財産の特殊性、破産債権者の規模と分布の多様性等を踏まえて複数種類の弁済を組み合わせた複雑なものであり（ただし、弁済率が21%を下まわらないよう、一定の工夫がなされている）、いまだ弁済は開始していない。³

最近、弁済に向けた手続きを進めるとの通知に接したが、弁済の為の手

¹ ①金銭 67,500,000 円、②ビットコイン 1868.45844887BTC、③イーサリアム 50.0ETH、④ライトコイン 50LTC

² 正確には、121.6121040400BTC、同数のビットコインキャッシュ、43331 日本円、遅延損害金 11225 日本円の債権である。

³ なお、同再生事件における BTC の評価は、同再生手続開始決定日時点の価値である 1BTC あたり 749318.83 円と手続上評価されている。ただし、再生管財人は、再生債務者が保有する BTC のうち換価未了の部分を換価したうえで再生計画による弁済の原資を捻出するとされているため、実際の配当額がいくらになるかは、未確定である。

続が複雑かつ債権者数が膨大なため、現時点においては、明年7月以降の回収見込みと想定されている。

(3) ブロックチェーン・ネクスト株式の譲渡換価

ブロックチェーン・ネクスト社の代表者に対し、同社の株式1万株を、1株1円、計1万円で譲渡する旨の合意を行った。

上記株式の簿価は1株1万円、計100万円であった。しかし、同社の売上のほとんどは破産者からの委託料であったため、破産者の破産手続開始決定後はこの売上が得られなくなり、買取先を見つけて株式を換価することが困難になっていた。

今般、ブロックチェーン・ネクスト社の代表者に対し、簿価での買い取りを打診したところ、同社は、現在赤字状態であり、備忘価額として1株1円、1万株分で計1万円であれば買い取ってもよいとの回答があった。同社の代表者が買い取らない場合、かかる株式の買手が見つからず、財団から放棄せざるを得ない可能性が相当程度見込まれた。そこで、裁判所に事前に相談のうえ、許可を得て、譲渡を行うに至った。10月末日までに譲渡対価の支払を受ける予定である。

5 債権調査

(1) 債権調査期日における調査結果

前回集会時に開催された債権調査期日において認否した結果は、下記のとおりであり、その後の査定申立てもなされず、認否どおりに確定した。

① 会員債権者

届出債権額 (円)	件数 (件)	異議を 述べた額 (円)	件数 (件)	認めた額 (円)	件数 (件)
10,364,223,471	18,938	117,356,030	130	10,246,867,441	18,808

② 一般債権者

会員債権者以外の債権者（一般債権者）からは合計13件の届出を受け付けた。その届出金額合計9281万5346円の全額について、前回の債権調査期日において認めた。

(2) その後の債権届出の到達と、その処理について

一般調査期間の終了後も、数は少ないものの、破産債権届出書が破産管財人宛てに提出されている。これらについては、届出期間内に届出が出来なかった事情等を踏まえ、法律の定める一定の要件を満たすと認められた場合にのみ、特別調査期日を開いて調査の対象とすることになる。今後、特別調査期日を開催すべきか否か、裁判所と協議を行う予定である。

なお、本件では上記のとおり既に債権調査期日は終了し、債権認否を終えている。したがって、その後に届出をしても、原則として債権調査の対象に

はならないが、例外として、債権者の帰責事由のない事情によって届出が遅れたが、その事由がなくなってから1か月以内に届出している場合には特別調査期日を開いて債権調査の対象とすることができるものとされている。

なお、その場合でも、その債権者の負担により、特別調査期日を開催するための費用の裁判所への納付などが必要になる場合がある。

6 破産財団の現状と今後の進行

(1) 破産財団の現在残高

本報告書の作成基準日である令和4年9月30日時点における破産財団の残高は以下のとおりである。

預金残高 4億1421万5868円

前回からの主な変化としては、債権回収等に関する調査費用及び手続費用の支出を行ったことが挙げられる。具体的には、クリス氏に対する債権の回収可能性等についてカナダのブリティッシュコロンビア州の弁護士に調査依頼を行ったことに関する費用、F氏に対する破産手続開始申立てに関する費用、I氏への新たな訴訟提起に関する費用などである。

(2) 破産者の負う債務

財団債権

本報告書の作成基準日までに把握した全ての財団債権者について、以下のとおり支払を完了している。

公租公課の債権 3件 148万9059円

労働債権 6件 85万8000円

優先破産債権

存しないものと思われる。

普通破産債権（本報告書の作成基準日である令和4年9月30日時点）

会員債権者 18,808件 102億4686万7441円

一般債権者 13件 9281万5346円

劣後的破産債権

破産手続開始後の遅延損害金等を除いて、存しないものと思われる。

7 今後破産管財人が行う主な業務

破産管財人が今後行う業務は以下のとおりである。

- ① 破産者が保有しBME Xに管理を委託（経理上の処理は貸付け）していた約1651BTCのビットコインの探索と換価可能性の見極め
 - ・ 捜査機関との協調による調査の続行
 - ・ BME X破産手続を通じた調査の遂行
- ② 破産者が貸付けを行っていた先からの債権回収
 - ・ 係属中の訴訟3件の遂行
 - ・ 勝訴判決を得た2件の回収活動（破産手続の進行待ち）

- ・ B M E X破産手続の進行に伴う同社からの債権回収
- ③ その他、上述した各種資産の換価
- ・ 火災保険金請求訴訟の遂行
- ・ M T G O Xの民事再生手続からの債権回収

以上

【 破 産 】 貸 借 対 照 表
(令和4年9月30日現在)

単位:円

資産の部				負債の部				
番号	科目	評価額＝財団 組入(見込)額	備考	番号	科目		金額	備考
1	現金及び預金	137,042		1	財団債権	公租公課	1,489,059	
2	有価証券	274,266,300		2	"	労働債権	858,000	
3	商品	0		3	優先債権	公租公課	0	
4	前渡金	未定		4	"	労働債権	0	
5	短期貸付金	25,547,000	注1	5	一般債権	会員以外の一般債権	92,815,346	
6	立替金	未定		6	一般債権(会員)	会員債権(BTC)	8,624,028,725	
7	未収入金	23,466		7	"	会員債権(金銭)	1,516,040,522	
8	仮払金	259,724	注1	8	"	その他	188,214	
9	前払費用	22,960						
10	預け金	111,243,177						
11	仮想通貨	71,584,266						
12	建物付属設備	0						
13	構築物	0						
14	機械装置	875,090						
15	車両運搬具	3,742,964						
16	工具・器具	未定						
17	少額資産	0						
18	什器備品	0						
19	土地	27,000,000						
20	ソフトウェア	未定						
21	営業権	0						
22	電話加入権	0						
23	投資有価証券	未定						
24	出資金	519,340						
25	長期貸付金	未定						
26	保険積立金	862,863						
27	敷金	368,000						
28	保証金	0						
		516,452,192					10,235,419,866	

注記1 金額は既回収額であるが、なおその余について回収活動を継続中である。
「未定」と記載あるものも、なお、換価・回収活動を継続中である。

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

資産の部

単位:円

番号	科目(内訳)	簿価(開始決定日 時点試算表記載額 ※1)	評価額=財団 組入(見込)額	備考
【流動資産】		6,005,163,793	483,083,935	
1	現金及び預金	93,220	137,042	ゆうちょ銀行(93,220)・鹿児島相互信用金庫(43,822)解約。
2	有価証券	102,520,224	274,266,300	
2-1	DMG Blockchain Solutions Inc.	50,616,634	274,266,300	※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各300万株
2-2	DMG Blockchain Solutions Inc.	51,903,590		※2 カナダ法人(上場) 名義人:西貴義・古里英文:各40万株
3	商品	8,280,797	0	
3-1	仮想通貨事業	1,867,881	0	※3 パンフレット。資産性なし。
3-2	印鑑等事業	6,412,916	0	※4 印材など。火災により損傷したため、資産価値なし。
4	前渡金	500,000		※5 ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。
5	短期貸付金	5,589,748,580	25,547,000	
5-1	株式会社BMEX	123,261,515		※6 BMEXには長期貸付金もある。BMEXは破産申立てを行った。
5-2	株式会社24PICKS	300,000	20,297,000	※7
5-3	株式会社24PICKS①	10,000,000		
5-4	株式会社24PICKS②	269,459,700		BTC貸付(300BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-5	株式会社24PICKS③	2,335,317,400		BTC貸付(2600BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-6	株式会社24PICKS④	314,369,650		BTC貸付(350BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-7	株式会社24PICKS⑤	300,000,000		
5-8	株式会社24PICKS⑥	500,000,000		
5-9	株式会社24PICKS⑦	400,000,000		
5-10	株式会社24PICKS⑧	200,000,000		
5-11	株式会社24PICKS⑨	404,189,550		BTC貸付(450BTC)。1BTC=898,199円で計算。
5-12	株式会社24PICKS⑩	234,360,000		
5-13	D	6,500,000	50万円が入金予定	※24 試算表上の表記とは異なるが、実際にはD氏への貸付。令和4年9月28日裁判上の和解成立。
5-14	D	500,000		
5-15	F(BTC)	175,385,513	判決取得破産開始	※22 BTC貸付(177.6266BTC)。1BTC=987,383円
5-16	F(BCH)	25,270,873		※22 BCH貸付(1028.4BCH)。1BCH=24,573円
5-17	F(現金)	6,557,174		※22
5-18	クリストファー・フィリアトロ	25,308,316		※8
5-19	クリストファー・フィリアトロ	103,807,182	検討中	※8
5-20	G	50,673,576	訴訟中	訴訟係属中
5-21	Q	10,000,000	訴訟中	G氏の連帯保証付き。訴訟係属中
5-22	H	50,150,000	判決取得破産開始	※23 試算表上の表記とは異なるが、実際にはH氏への貸付。
5-23	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	30,000,000		※9
5-24	I	5,000,000		訴訟係属中
5-25	西美恵子	5,000,000	5,000,000	回収済み。
5-26	J	2,340,000	0	※10 退職金債権などで相殺し、残額は無し。
5-27	K	1,351,723	0	生活状況聴取等の結果、回収は困難と思料する
5-28	L	547,050	250,000	残金は407,050円。和解により25万円の入金を得て残額放棄。
5-29	O	99,358	0	時効が成立し、時効主張されているため請求できない。
6	立替金	79,200	破産進行中	※11 BMEXへの請求分。BMEXは破産申立てを行った。
7	未収入金	94,894,269	23,466	
7-1	仮想通貨事業	94,520,175		※12 貸付金の利息の未収分。
7-2	印鑑等事業	374,094	23,466	主にBMEXとN氏からの未収分(107,714円⇒23,466円回収)
8	仮払金	17,282,718	259,724	
8-1	クリストファー・フィリアトロ	10,000,000		※13
8-2	クリストファー・フィリアトロ	4,654,746		※14
8-3	M	500,000	0	生活状況聴取等の結果、回収は困難と思料する
8-4	その他①	890,000	259,724	30万円以下。合計7名。 1名から150,000円、1名から109,724円回収。
8-5	その他②	1,237,972	0	申立代理人へ普通預金振替分。資産性なし。
9	前払費用	3,346,525	22,960	
9-1	仮想通貨事業	3,323,565	0	※15 資産性なし。
9-2	印鑑等事業	22,960	22,960	プリウスリサイクル料(プリウス売却時に返金を受ける)
10	預け金	115,505,205	111,243,177	申立代理人への預け金(引継予納金)
11	仮想通貨	72,913,055	71,584,266	※16 62.58217569BTC、154.63938948BCHを引継ぎ。裁判所の許可のもと売却済みである。

【固定資産】		2,013,454,812	33,368,257	
12	建物付属設備	1,836,219	0	資産性なし。
13	構築物	759,834	0	資産性なし。
14	機械装置	166,753,355	875,090	※17 カナダDMGIに置かれているマイニング機器1100台
15	車両運搬具	3,558,842	3,742,964	※18 トヨタプリウス2台売却済み
16	工具・器具	805,056		パソコン3台、モニター1台(残務整理のために使用中)
17	少額資産	64,468	0	資産性なし。
18	什器備品	15	0	資産性なし。
19	土地	35,251,601	27,000,000	駐車場:鹿児島市薬師1-20-18 売却
20	ソフトウェア	10,100,236	0	※19 仕掛中のシステム(資産性なし)
21	営業権	68,392,505	0	資産性なし。
22	電話加入権	696,470	0	資産性なし。
23	投資有価証券	31,000,000		
23-1	ブロックチェーン・ネクスト株式会社	1,000,000	1万円が入金予定	※20 非上場。1万株(発行済株式数9万株)。
23-2	Riken Holdings HK Ltd	30,000,000	検討中	※21 非上場。西氏名義
24	出資金	1,020,000	519,340	
24-1	鹿児島相互信用金庫	20,000	19,340	振込手数料660円が差し引かれている。
24-2	鹿児島信用金庫	500,000	500,000	回収済み。
24-3	株式会社プライムビット	500,000	0	平成29年3月31日解散、令和元年5月15日清算終了。
25	長期貸付金	1,690,422,188		
25-1	株式会社BMEX	1,690,422,188	破産手続中	会員からの預かりビットコインの貸付け(1548.55844887BTC)。BMEXは破産申立てを行った。
26	保険積立金	802,723	862,863	保険解約返戻金。回収済み。
27	敷金	1,768,000	368,000	
27-1	西美恵子	1,400,000	0	火災による片付費用の立替金との相殺により残額ゼロ。
27-2	大見商事	165,000	165,000	回収済み
27-3	Regus	203,000	203,000	火災後の臨時賃借物件の保証金(1回目の差入分)
28	保証金	223,300	0	火災後の臨時賃借物件の保証金。2回目は代表者個人の差入。
	合 計	8,018,618,605	516,452,192	

※ 財団組入額には破産後に入金された賃料や利息等を含まない。

負債の部

債権の種類	内 訳	件数	金額内訳	備考
財団債権	公租公課	3	1,489,059	延滞税減免あり。全額支払済み
	労働債権	6	858,000	総額1,305,000円から相殺主張額(447,000円)を控除。全額支払済み
優先債権	公租公課	0	0	
	労働債権	0	0	
一般債権	会員以外の一般債権	13	92,815,346	管財人が認める額を記載
一般債権(会員)	会員債権(BTC)	18,495	8,624,028,725	管財人が認める額を記載
	会員債権(金銭)		1,516,040,522	管財人が認める額を記載
	その他		188,214	管財人が認める額を記載
合計		18,517	10,235,419,866	

※ 一般債権については管財人が認める額を記載している。

【注記】

1	本財産目録は、破産者が作成していた開始決定日現在の試算表を元に作成している。仮想通貨は円評価した額が記載されているが、用いるレートが項目により異なり統一されていない点にご留意いただきたい。
2	破産者は、カナダでマイニング事業を行うDMG Blockchain Solutions Inc.(カナダ法人)に2回に渡り出資をしたとされる(ビットコインによる出資)。1回目は約7500万円分のビットコイン(約1087.75BTC)を2回に分けて送金し、西氏、古里氏、クリストファー・フィリアトロ氏(通称クリス氏)の名義で各300万株の付与を受けた。2回目は約1億5500万円分のビットコイン(約552BTC)を2回に分けて送金し、西氏と古里氏名義で各40万株、クリス氏名義で160万株が付与された(1回目の送金時に比べ2回目の送金時のBTCレートは約4倍となっていた)。資金の拠出は破産者が行っているにも関わらず、株式が個人名とされている理由は不明である(当時はクリス氏が窓口を行っていた)。2-1は、1回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(300万株)については後記注8参照。2-2は、2回目の出資により西氏と古里氏名義となっている株式である。なお、クリス氏名義になっている株式(160万株)については後記注8参照。2-1、2-2記載の有価証券の売却は完了し、2021年11月11日に金274,266,300円の入金を得ている。
3	パンフレット簿価910,881円。火災により廃棄済み。なお、試算表に記載された残りの957,000円分もパンフレットであるが、この分は発注したものの納入未了であり、実際には存在しない。
4	印材、印鑑ケース、浄水器のカートリッジなど。火災により損傷したため、資産価値なし。
5	ブロックチェーン・ネクストへの業務委託料の過払い分。ブロックチェーン・ネクストの状況については、後記注9参照。
6	BMEXには長期貸付金もある。短期貸付金には、50ETH、50LTC、18.9BTCを円換算したものが含まれている。BMEXは自己破産申立てを行った。
7	破産者は、マイニング機器の開発を行うB社に投資しようとしたが、同社より、連鎖販売事業を行っている破産者から投資は受けられないと言われた。そのため、破産者から24PICKSに貸付けをして、同社がB社に投資等を行った。24PICKSの主な資産であるB社株式は金2000万円で売却された。その他、チップ在庫は金29万7000円で売却された。それにより、合計金2029万7000円を回収した。その後、24PICKSについては、令和2年11月9日に破産手続開始決定がなされ、配当はなく、令和3年2月10日に異時廃決定がされて同社の破産手続は終結した。これにより、残額の回収不能が確定した。

8	5-18と5-19は、クリス氏への短期貸付金として計上されているが、前記2のとおり、同氏に対する同氏名義とされているDMG株式(300万株と160万株の合計460万株)の返還請求権(名義書換請求権)である可能性があると考えられる。現在調査中である。
9	破産者は、フィリピンで事業展開するにあたりJunca Philippines Inc.と直接契約をする予定であったが、連鎖販売取引を行っている破産者とは契約できないと言われた。そこで、破産者からブロックチェーン・ネクストに依頼し、破産者から同社に3000万円を貸付け、同社からJunca Philippines Inc.に3000万円を送金した経緯がある。直近におけるブロックチェーン・ネクストの収入の大部分は破産者からの業務委託料であったが、破産者の手続開始によりその収入がなくなっている。ブロックチェーン・ネクストが保有する主な資産はJunca Philippines Inc.への上記出資金であり(出資なのか貸付なのか契約書上も明確ではない)、Junca Philippines Inc.からは、当該資金は返還が予定されない性質の資金である旨の回答がなされている。ブロックチェーン・ネクストに対する債権の回収活動の方針については、現在検討中である。
10	出張旅費立替費用(574,506円)、解雇予告手当(600,000円)、退職金(360,000円)、破産者預かりBTC(2.6214BTC。円換算すると金213万0411円)の相殺主張がなされているため、残額はゼロとなる。
11	イタックス株式会社への派遣料のうちBMEXの業務を行っていた人の派遣料分(BMEXへの請求分)。契約者は破産者だが、一部BMEXの業務を行ってもらっていた。そのため、その人員の派遣料分をBMEXに請求することになる。
12	貸付金に付される利息の未収分(BMEX、24PICKS、I氏、ブロックチェーン・ネクスト、J氏、Q社)
13	破産者がカナダBMから仮想通貨事業の事業譲渡を受けるにあたり、事業譲渡実行の2年ほど前に、金1000万円がカナダBMから代表であるクリス氏に支出された(カナダBMの帳簿に仮払金として計上)。その後、カナダBMから破産者への事業譲渡の際に、この仮払金請求権が譲渡資産の一部とされて移転された。これにより、破産者は、クリス氏への上記仮払いに基づく債権の譲渡を受けており、当該1000万円の返還を求める返還請求権が存するという。
14	BMEXで仮想通貨取引業の申請をした際に、BMEXの決算書を当局に提出したが、その際に当局から、決算書に残っていたクリス氏への仮払金を消す必要があると指摘された。そこで、BMEXからクリス氏への仮払金をクリス氏に代わり破産者がBMEXに立替払いをした。これにより、破産者からクリス氏に対し、かかる立替払いに関する求償債権が存在しているとされる。
15	3,000,000円は申立代理人への申立費用の予納(資産性なし)。残り323,565円は、破産開始日(2019年11月22日)が含まれる2019年11月分の家賃及び駐車場代の前払い分であり、資産性なし。
16	仮想通貨について開始決定日現在の簿価として記載した金額は、破産者において、破産直前に申立代理人にBTCを預けたときのBTC相場価額をもとに円換算して元帳に計上したことに依拠している。元帳の記載によれば、BTCは3回に分けて預託されて、うち48.4152BTCは1BTC=1,208,427.97円、2.023BTCは1BTC=1,011,968.36円、12.2307BTCは1BTC=878,999.97円で計算されている。なお、BCHは1回の預託で、154.64BCH[1BCH=10,403.36円]で計算されている。なお、申立代理人から破産管財人に引き継がれた仮想通貨の数との間に若干の差があるのは、ウォレット間の移動による手数料が差し引かれているためである。
17	破産者がカナダDMGから総額193万1668米ドルで購入し、同社施設に設置しているマイニング機器1100台。稼働が可能な状態にあるものはこのうち600台。中古品であるため、高い金額での買い手を探索することは困難であり、最終的にカナダDMGに対し金876,590円で売却した。なお、送金手数料1500円を差し引いた金875,090円が入金された。
18	トヨタプリウス2台売却済み(リサイクル料22,960円を控除し、ウェルカムサポート返金35,964円を追加)
19	破産者が外部業者にシステム開発を依頼し前金を支払っていたが、完成前に破産したため開発ができなかったもの。仕掛中のシステムの売却又は前金の返還を求めて協議しているが、相手方保有のシステムを基にカスタマイズするものであり、換価は難航している。
20	ブロックチェーン・ネクスト設立時には破産者との資本関係はなかったが、その後株主のひとりから株を手放し資金化したいとの相談が寄せられ、破産者で株式を買い取った(1万株を100万円で買い受ける)。発行済株式9万株のうちの1万株。非上場株式であり、かつ全体の9分の1の株式に過ぎないため、売却先を見つけるのは困難であったが、1株1円(合計1万円)で購入する先が見つかったため、裁判所の許可を取得して譲渡し、10月末日に1万円が入金される予定である。
21	西氏名義で100株存在しているが、その取得費用3000万円は破産者が負担している。海外法人の非上場株式である。同社は、理化学研究所の関連会社と説明を受けていたが、破産管財人の調査により、実在しない可能性が高いことが判明した。そこで、破産者に同社株式の購入を勧めた関係者に対し、不当利得返還請求等の訴訟を提起している。
22	破産者はF氏に対し、5-15(BTC)、5-16(BCH)、5-17(現金)に関する請求権を有しており、訴訟を提起(5-15(BTC)と5-16(BCH)については一部請求)し、勝訴判決を取得した。その後、F氏からは、任意返済を受けられず、資産状態も不明であったため、破産管財人が債権者としてF氏の破産申立てを行い、F氏について破産手続が開始されている。
23	訴訟提起し、勝訴判決を取得した。その後、H氏からは、任意返済を受けられず、資産状態も不明であったため、破産管財人が債権者としてH氏の破産申立てを行い、H氏について破産手続が開始されている。
24	訴訟係属裁判所より、解決金50万円の支払いを受けることによりその余の請求を放棄する内容の和解勧誘を受けた。破産裁判所の許可を得て、令和4年9月28日に裁判上の和解が成立した。

令和元年(フ)第8370号

破産者 株式会社ビットマスター
破産管財人 伊藤 尚

收支計算書

(令和元年11月22日～令和4年9月30日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
コ	科目	金額	備考	コ	科目	金額	備考
1	予納金組入	111,243,177		51	租税公課	2,690,989	
2	現金回収	0		52	地代家賃	123,474	
3	預金回収	137,042		53	水道光熱費	2,351,323	
4	有価証券・出資金回収	274,785,640		54	別除権受戻費用	0	
5	仮想通貨換価	71,584,266		55	管財業務費用(旅費交通費)	3,745,062	※3
6	保険金・解約返戻金	862,863		56	管財業務費用(補助者報酬・調査費用等)	34,321,698	※4
7	貸付金等回収	25,830,190	※1	57	管財業務費用(郵送料印刷費等)	13,318,436	※5
8	車両売却	3,765,924	※2	58	管財業務費用(債権者管理システム)	11,313,940	※6
9	不動産売却	27,000,000		59	管財業務費用(その他)	10,010,485	※7
10	敷金等回収	368,000		60	管財人報酬	30,000,000	※8
11	什器備品・在庫等換価	875,090		61	最後配当費用	0	
12	その他収入	2,362,091	※9	62	最後配当金	0	
13	還付金	4,129,572		63	財団債権(労働債権)支払	858,000	
14	受取利息	5,420					
	収入合計	522,949,275			支出合計	108,733,407	

差引残高	414,215,868
------	-------------

- 1 貸付金、仮払金及び未収入金の回収金額を指す。
- 2 このうち金22,960円はリサイクル料の返金分である(前払費用)。
- 3 主として、管財人団が鹿児島に出張した費用等である。
- 4 公認会計士・税理士・社会保険労務士費用、BTCの調査やPC等機器の調査等のための専門家の費用である。
- 5 債権者への圧着葉書による通知の印刷費用・郵便料等である。
- 6 会員管理システムの利用料、システムを破産手続向けに変更するための外注費用等である。
- 7 仮想通貨売却手数料、書類等の送付費用、債権回収のための訴訟費用、その他の諸費用である。
- 8 令和2年9月9日裁判所決定、令和3年10月13日裁判所決定
- 9 破産者が有徳社等の水道光熱費を立て替えた分の入金分(支出の部の水道光熱費と両建て:1,235,144円)と、予納郵便代金の返金分(支出の部の管財業務費用(郵送料印刷費等)と両建て:907,800円)と、不動産売買に伴う固定資産税等の買主負担分精算金(支出の部の公租公課と両建て:190,053円)、訴訟における予納郵券の返還分(支出の部の管財業務費用(その他)と両建て:403円)が主な内容であり、それらを控除すると、実際の外部からの入金は金28,691円である(プリンター保守料前払分の返金)